

# 平成23年度 高等学校等就学支援金 加算手続きのお知らせ

東京都では、私立高等学校等に通う生徒が安心して勉学に打ち込めるよう、国の法律に基づく全国一律の制度として、「高等学校等就学支援金」を学校に交付し、家庭の教育費負担を軽減しています。保護者の所得の状況により、さらに就学支援金が加算されます。

この「お知らせ」をお読みになり、加算対象となる方は、学校を通じて手続きをお願いします。

※加算対象となる方は、在学中は毎年手続きをお願いします。(6～7月で学校が定める日まで)

## 1

### 加算対象となる方

次のA～Dの対象世帯のいずれかに該当する方

対象世帯区分		支給月額	単位制高校 (1単位当たり)	加算の手続き
A	生活保護世帯	19,800円 (加算額9,900円)	9,624円 ÷履修期間	加算の手続きが 必要です
B	住民税が非課税の世帯			
C	住民税が均等割のみの世帯 ※均等割のみの世帯とは住民税の均等割(年額4,000円)のみ課税されている世帯です。 (都民税1,000円、区市町村民税3,000円)			
D	住民税所得割のうち、 区市町村民税が 年額18,900円未満の世帯	14,850円 (加算額4,950円)	7,218円 ÷履修期間	
E	その他の世帯	9,900円 (加算なし)	4,812円 ÷履修期間	加算対象外 (手続き不要)

※就学支援金は、**在学校の授業料が上限**となります。



必 要 な 書 類	対象世帯区分				発行機関
	A	B	C	D	
	生活保護	非課税	均等割	一定額未満	
1 「高等学校等就学支援金の加算支給に関する届出書」 学校から配布された様式に、必要事項を記入し提出してください	○	○	○	○	—
2 「生活保護受給証明書」 原本又はその写しを提出してください。 ※生徒と保護者が生活保護の対象となっている旨の記載があり、申請日前3ヶ月以内の発行のもの	○	—	—	—	福 社 事 務 所
3 「住民税（非）課税証明書」等 （住民税課税額が確認できる書類） 以下のいずれかの1つを提出してください。 ○「住民税（非）課税証明書」の原本又はその写し ※申請日前3ヶ月以内の発行のもの ○「特別徴収税額通知書」の写しでも可 ○「住民税納税通知書」（住民税課税額が分かるもの）の写しでも可 （重要） ※「源泉徴収票」では加算認定がされません。 ※申請者の保護者2人ともに所得がある場合、配偶者の「住民税（非）課税証明書」等も必要です。ただし、給与収入が年100万円以下又は控除対象配偶者で何らの収入も得ていない配偶者に係る証明書は不要です。	—	○	○	○	区 市 町 村 役 所 (場)

※ 加算の申請をする方は、1～3の書類を在学中は、毎年1回提出することが必要です。

ア. 前年度の課税額に基づき、4～6月の就学支援金が加算されます。「平成22年度住民税課税証明書」等が必要です。

イ. 今年度の課税額に基づき、7～翌3月の就学支援金が加算されます。「平成23年度住民税課税証明書」等が必要です。

なお、2年生以上で前年度にアの書類を提出し加算を受けている場合、今年度のアの書類の再提出は不要です。

※ 提出された書類は、返却できません。

### ■ 加算の届出に関して、お願いがあります。

上表に記載の各書類は、**A4サイズの封筒に入れ、封をした（糊付けした）状態で学校に提出してください。その際、4ページ「チェックラベル」に必要事項を記入のうえ、封筒の表面に貼付してください。**

具体的な提出方法や期限等については、学校の指示に従ってください。

### ■ 就学支援金は学校が生徒本人に代わり授業料として受け取ります。

就学支援金は学校が生徒本人に代わって受け取り、その授業料に充てることとなります。生徒本人・保護者が直接受け取るものではありません。支援金をどのように授業料に充当するか、授業料がいつから減額されるか、などの取扱いは、学校によって異なります。その取扱いについては、学校にお尋ねください。

### ■ 提出された個人情報の取扱いについて

この制度において東京都が収集する、生徒や保護者等の個人情報については、法令等に従い適正に管理します。就学支援金事業の他に東京都が補助し（公財）東京都私学財団が行う授業料軽減助成事業に利用させていただきます。

なお、就学支援金に関する業務を他の事業者へ委託して行わせる場合、委託先に対し必要かつ適切な監督を行います。

- Q1. 就学支援金加算の届出や課税証明書は、全員が提出しなければなりませんか？**  
A1. 1ページをご覧いただき、加算の対象となる方だけご提出ください。
- Q2. 就学支援金の加算の届出を出した後、いつごろ受け取れるのですか？**  
A2. 就学支援金は、生徒本人・保護者に直接お渡しするものではありません。(3ページをご覧ください)
- Q3. 母親に収入がありますが、所得を証明する書類は父親分も含め二人分必要ですか？**  
A3. 給与収入が年100万円以下又は控除対象配偶者で何らの収入も得ていない場合を除き、二人分の住民税課税額が確認できる書類を提出してください。
- Q4. 本年6月に父母が離婚し、親権を母親がもつことになりました。母親の課税額のみであれば加算の要件を満たしますが、どのような手続きをとればよいですか？**  
A4. 離婚の成立により保護者が母親のみとなったのであれば、母親の課税額を証明する書類を添付し届け出てください。
- Q5. 父親は海外勤務ですが、住民票を海外に移し、税金の確定申告なども海外で済ませています。母親は専業主婦で、住民税は非課税扱いです。この場合、加算支給の届出はできますか？**  
A5. 住民税の課税基準日(毎年1月1日)現在、保護者の二人とも日本国内に住所を有していることが加算の要件となっているため、このケースでは加算支給の対象とはなりません。
- Q6. 父母が二人とも海外在住ですが、住民票は日本にあります。子どもは祖父の扶養に入っているため、祖父の課税証明書を提出すればよいですか？**  
A6. あくまでも保護者の課税額が基準となりますので、この場合、父母の課税証明書等が必要となります。
- Q7. 今年の3月に父親が失職し、現在収入がほとんどないのですが、昨年、一昨年に相応の収入があったため、住民税額所得割が18,900円を超えています。この場合、加算は認められませんか？**  
A7. あくまでも平成22年度・23年度の住民税課税額に基づいて、4～6月及び7～3月の加算が決まるため、加算支給の対象とはなりません。
- Q8. 税金の修正申告により、前年の所得に変動があり、平成23年度住民税が非課税になるのですが、非課税証明書の交付を求めたところ、まだ手続き中であり学校指定の提出期日まで証明書の交付が間に合わないと言われました。どうしたらよいのでしょうか？**  
A8. 非課税証明書の交付を受けた後で、加算支給に関する届出書裏面に指定期日までに提出できなかった理由を記載し、併せて学校に提出してください。やむを得ない理由があったと認められれば、さかのぼって加算支給されます。

## 問合せ先

**東京都就学支援金事務センター**  
**電話:03-5206-7814**

URL: <http://www.seikatubunka.metro.tokyo.jp/shigaku/shienkin/index0.htm>

☆切り取って「チェックラベル」として、封筒に貼ってください。

学校名

生徒氏名

電話番号

(日中、保護者の方と連絡が取れる電話番号を記入のこと)

※必ず確認の上、□にチェックしてください。

□「加算支給届出書」は入っていますか？

□「住民税(非)課税証明書」等は入っていますか？